

# 学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し [所得税]

## 要望内容

税額控除の対象法人となる要件のうち、法人に対する寄附実績に関する要件(パブリック・サポート・テスト)を廃止する。

### スキーム図

税額控除の対象法人となるための要件

<寄附実績の要件(パブリック・サポート・テスト)>

- ①寄附金収入金額が経常収入金額の20%以上
- ②3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上

又は

<情報公開の要件>

寄附行為、役員名簿、財産目録等の一定の書類を主たる事務所に備え置き、閲覧に供すること。

寄附実績の要件を不要とする

<情報公開の要件>

寄附行為、役員名簿、財産目録等の一定の書類を主たる事務所に備え置き、閲覧に供すること。

## 背景・現状

平成23年に導入された学校法人への個人寄附に係る税額控除制度により、寄附を促進する環境が拡充され、税額控除対象法人数は着実に増えている。

しかしながら、対象法人となるためには、認定NPO法人等と同様の要件が課されており、その要件は、全ての学校法人にとって充足が極めて困難であったり、高校生以下をはじめ、設置校等の違いにより満たすことが困難であることが明らかになっている。

学校法人は特に高い公共性を有し、設置時に厳しい審査の上認可を受けるとともに、そもそも地域住民や学生・生徒、卒業生等により学校運営が支えられており、過去の寄附実績に関わりなく、また学校種や規模に関わりなく等しく税額控除の適用を受けることが適当。

【現在の寄附金額※】: 18,387百万円

※H24年度の大臣所轄学校法人実績

【税額控除対象法人の割合】: 大臣所轄学校法人(大学等) 4.4% (294/671法人)

都道府県所轄学校法人(高校以下) 1% (82/7272法人)

## 目標・効果

以下により、私立学校において質の高い教育研究活動を継続的に実施。

- ・少額寄附を含む寄附の増加
- ・毎年の継続的な寄附の増加
- ・寄附文化の一層の醸成

【減収見込み額】: 787百万円